

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業所  
各 指定障害児入所施設 管理者様  
指定特定相談支援事業所  
指定一般相談支援事業所  
指定障害児相談支援事業所

浜松市障害保健福祉課長 久保田 尚宏

令和6年4月適用の介護給付費等及び障害児通所給付費等算定に係る  
体制等に関する届出書の届出期限等について

日ごろ、本市の障害保健福祉施策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記につきまして、下記のとおりご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 届出期限

前年度実績が必要な報酬・加算の届出及び令和6年4月適用で体制に変更のある場合の届出について、令和6年度に報酬改定が実施されるため、届出期限を下記とします。

**届出期限：令和6年4月15日（月）※消印有効**

**※既存の加算を引き続き算定する場合であっても、報酬改定により要件等に変更がある場合は上記期限までに届出てください。**

**※届出に当たっては、厚生労働省やこども家庭庁（以下、国）から発出される報酬告示等を必ずご確認ください。**

2 提出書類

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③対象の加算ごと所定の別紙及びその他必要な書類

**※既存加算の別紙について、報酬改定により内容を変更する場合があります。必ず最新の別紙を使用してください。**

④（別紙1）利用者の数算出表

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の提出は**不要**です。

- ⑤ (別紙2) サービス提供責任者必置数算出根拠表  
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のみ提出が**必要**です。
- ⑥ (別紙2) 勤務形態一覧表 (令和6年4月分)
- ⑦組織図

(2) 児童福祉法に基づくサービス

- ①障害児 (通所・入所) 給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③対象の加算ごと所定の別紙及びその他必要な書類  
**※既存加算の別紙について、報酬改定により内容を変更する場合があります。必ず最新の別紙を使用してください。**
- ④ (別紙1) 障害児の数算出表  
※児童発達支援センター、障害児入所支援施設のみ提出が**必要**です。
- ⑤勤務形態一覧表 (令和6年4月分)
- ⑥組織図

(3) 各様式の市公式ホームページ掲載場所

《障害者総合支援法関係》

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 事業所の指定・指導関係 > 障害者総合支援法関係 > 3. 基本報酬及び加算等の体制について

《児童福祉法関係》

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 事業所の指定・指導関係 > 児童福祉法関係 > 申請・届出について > 3. 基本報酬及び加算等の体制について

3 提出先・提出方法

提出先：〒430-8652

浜松市中央区元城町 103-2

浜松市障害保健福祉課指導・請求審査グループ

※封筒に【令和6年度体制届在中】と記載してください。

提出方法：**郵送のみ**

**※持参やメールでの提出はできません。**

4 報酬改定に係る質問について

報酬改定に係る質問については、下記フォームからお問い合わせください。

<https://logofom.jp/form/Savd/516451>

※電話やメールでの受付は行いません。

※回答は、国から報酬告示等が発出された後、順次行う予定です。

## 5 その他

- ・令和6年5月から適用する報酬・加算を変更する場合は、令和6年4月15日（月）までに別途届出をしてください。
- ・処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算については、国から通知等が発出されましたら別途通知いたします。

担当 指導・請求審査グループ

電話 053-457-2860